

2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書（第1版・第2版用共通） 正誤表

今後も追加される可能性がありますので、最新の正誤表については日本建築センターホームページ(<http://www.bcj.or.jp/>)でご確認下さい。

頁	行	誤	正
3	表中「本章の章・節」の欄 下から1行目	3.7	3.12
12	表中「本章の章・節」の欄 上から12行目	3.11	3.12
	下から9行目	(2.2.3(4)参照)	(2.2.4(4)参照)
29	上から8行目	第2項第一号ロにおいて、	第2項第二号において、
49	表中下から7行目及び8行目	図 2.2-1 参照	図 2.5-1 参照
66	図 3.1-4 ○印箇所が修正箇所（P66の差替え頁がダウンロード出来ます。）	<p>(底盤の幅: 告示第1第4項第二号の表による)</p> <p>開口補強筋 (ひび割れ防止): 縦横補強筋と同じ</p> <p>開口補強筋 (開口端部): 主筋と同じ</p> <p>縦横補強筋: 径9mm以上の鉄筋@300mm以下</p> <p>主筋: 径12mm以上の鉄筋</p> <p>開口部まわりの補強の例</p> <p>図3.1-4 基礎構造に関する規定の内容（鉄筋コンクリート造とする場合）</p>	
150	下から9行目	2.2 イ)	2.2.5 イ)
154	図 3.7-5 柱主筋量低減の目安の式	$A_{g1} \cdot \sigma_u \geq \alpha A_{g2} \cdot \sigma_y$ $\sigma_u = 400 \text{N/mm}^2$	$A_{g1} \cdot \sigma_u \geq \alpha A_{g2} \cdot \sigma_y$ $\sigma_u = 490 \text{N/mm}^2$

193 図 3.11-2

○印箇所が修正箇所（P193 の差替え頁がダウンロード出来ます。）

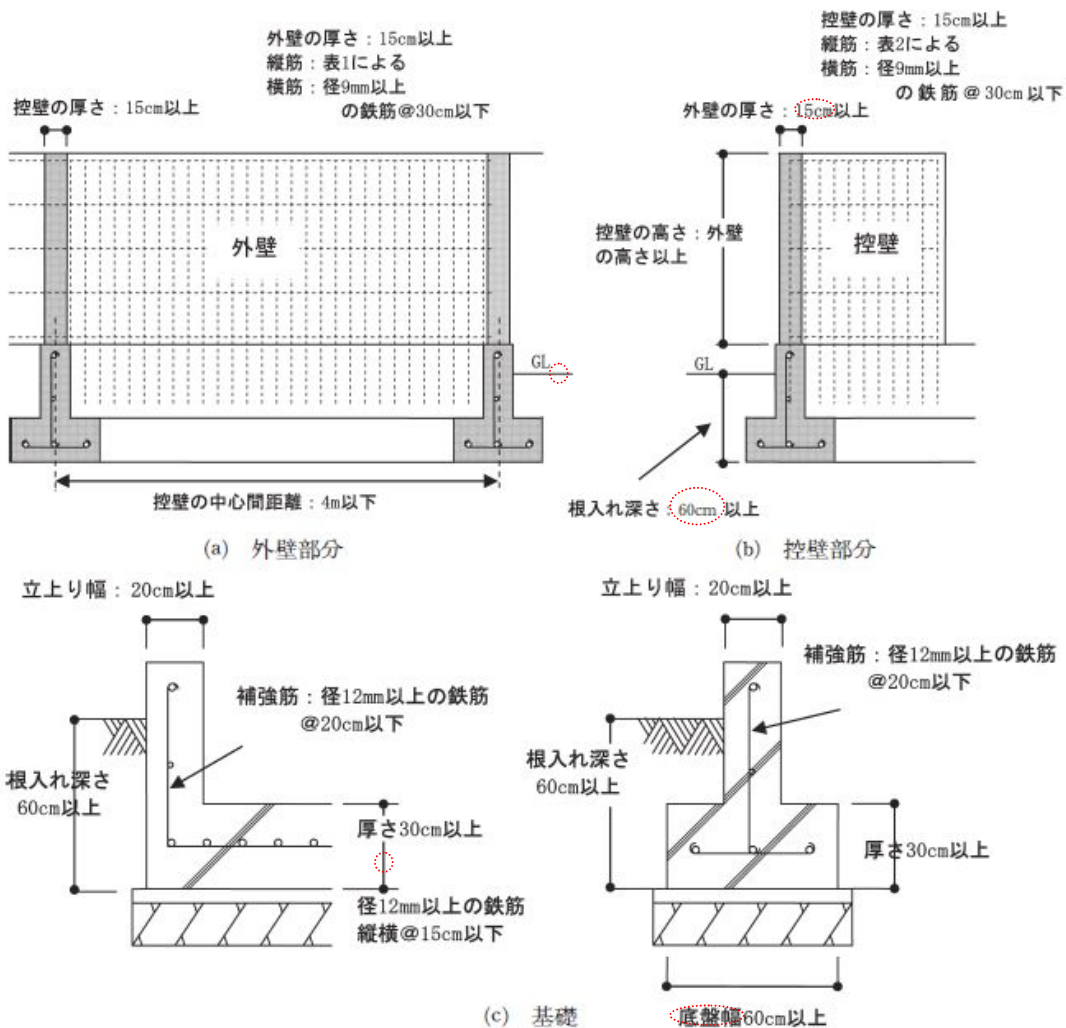
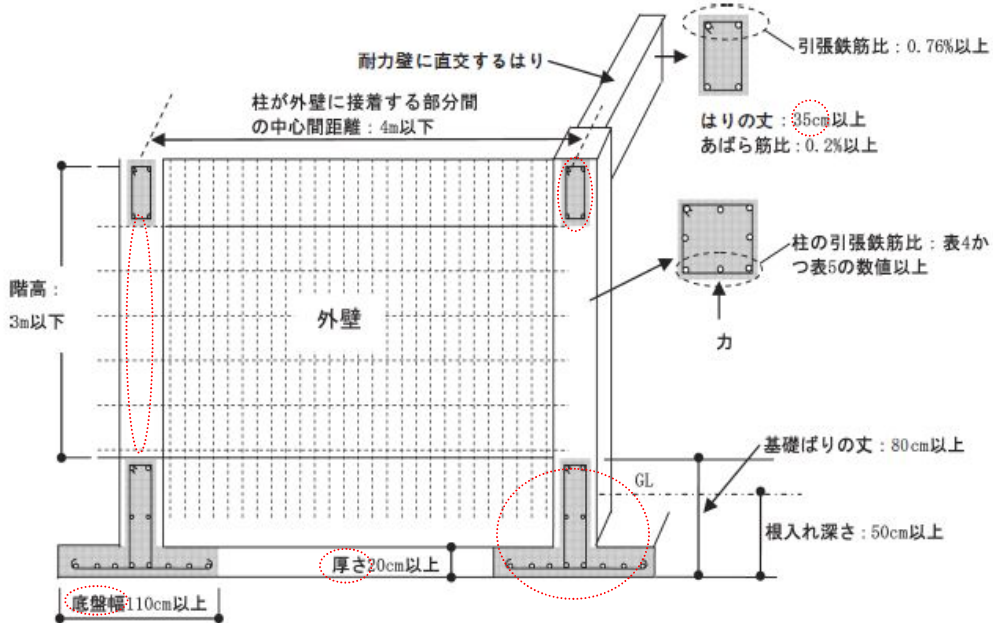


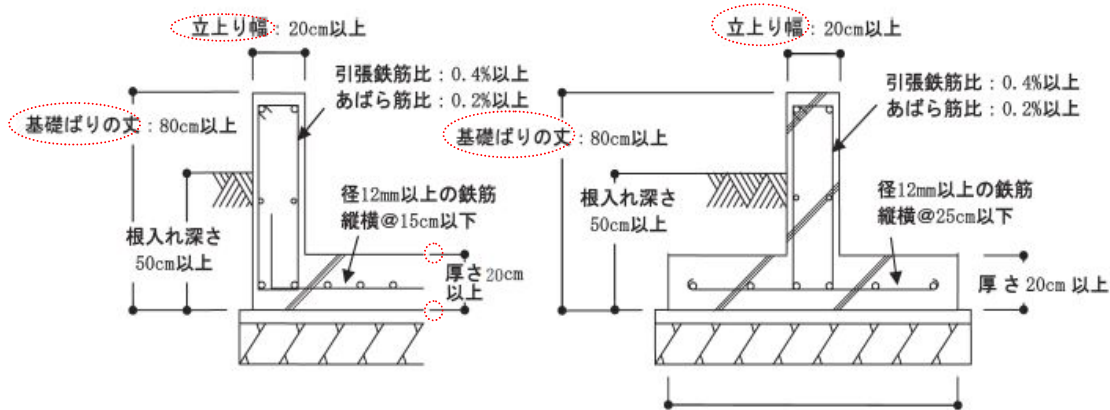
図3.11-2 第2第一号イ（控壁による場合）の構造¹⁷⁾

194 図 3.11-3

○ 印箇所が修正箇所 (P194 の差替え頁がダウンロード出来ます。)



(a) 外壁及び柱・はりの構造

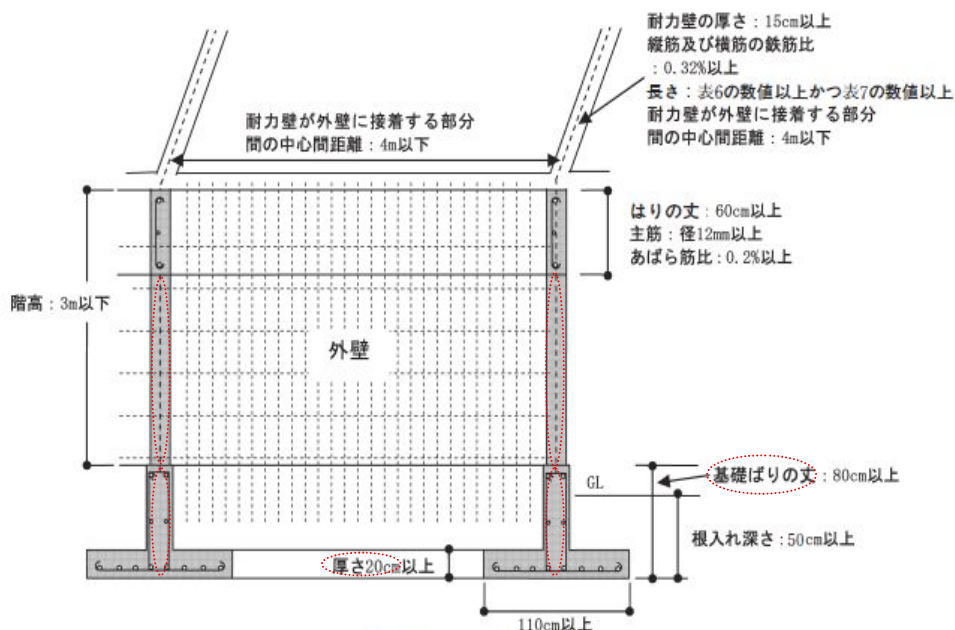


(b) 基礎の構造

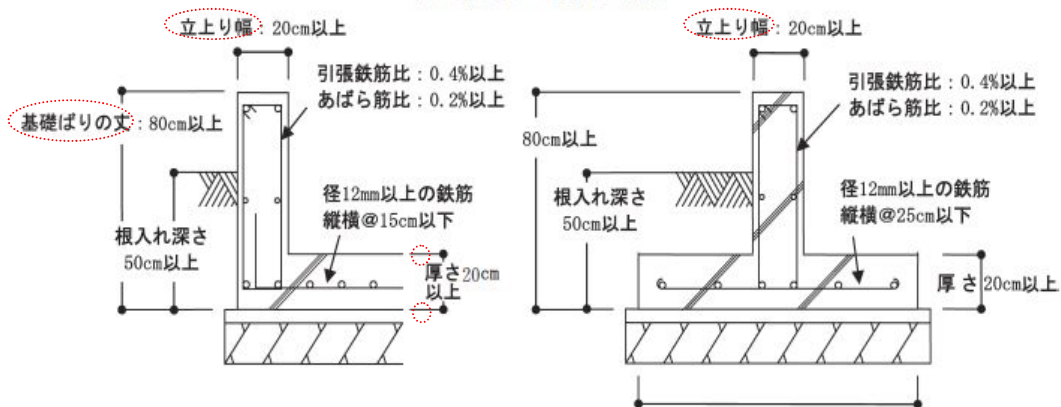
図3.11-3 第2第一号口 (ラーメン架構による場合) の構造¹⁷⁾

195 図 3.11-4

○印箇所が修正箇所 (P195 の差替え頁がダウンロード出来ます。)

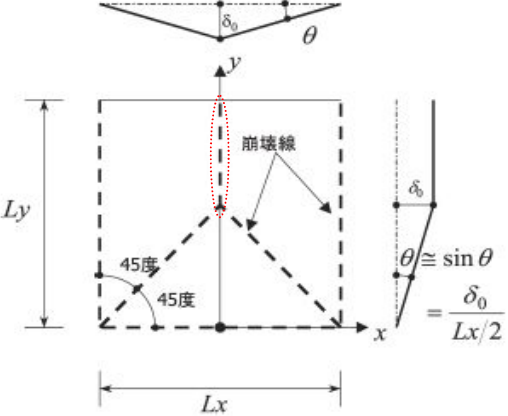


(a) 外壁及び耐久壁の構造



(b) 基礎の構造

図3.11-4 第2第一号ハ (壁式構造による場合) の構造¹⁷⁾

197	<p>図 3.11-6</p> <p>○ 印箇所が修正箇所 (P197 の差替え頁がダウンロード出来ます。)</p> 		
210	<p>上から 14 行目</p> <p>政令第 142 条囲み</p>	<p>十分に<u>接合</u>すること。</p> <p>(第 1 項三号から第五号及び第 2 項の記述追加)</p>	<p>十分に<u>結合</u>すること。</p> <p>三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。</p> <p>四 次項において準用する規定(第 7 章の 8(第 136 条の 6 を除く。))の規定を除く。)に適合する構造方法を用いること。</p> <p>五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。</p> <p>2 擁壁については、第 36 条の 3 から第 39 条まで、第 51 条第 1 項、第 62 条、第 71 条第 1 項、第 72 条、第 73 条第 1 項、第 74 条、第 75 条、第 79 条、第 80 条(第 51 条第 1 項、第 62 条、第 71 条第 1 項、第 72 条、第 74 条及び第 75 条の準用に関する部分に限る。)、第 80 条の 2 及び第 7 章の 8(第 136 条の 6 を除く。)の規定を準用する。</p>
262	下から 16 行目	告示 昭和 55 建告第 1793 号第 1	告示 昭和 55 建告第 1793 号
270	下から 5 行目	この式は、 <u>第 1 種地盤</u> の重力式から	この式は、 <u>一種</u> の重力式から
298	下から 15 行目	<u>その数値が 0.15 を定めている。</u>	<u>制限値として 0.15 以下であることとしている。</u>
318	上から 17 行目	マニュアル ⁷⁾	マニュアル
333	上から 4 行目	6.2.4(2)2)②	6.2.4 イ)2)②
369	下から 8 行目	せん断破壊, 付着破壊が	せん断破壊, 付着 <u>割裂</u> 破壊が
387	表 6.6-1 の備考欄	昭 55 年建告第 1791 号第 3 の規定(1 階部分)	昭 55 年建告第 1791 号第 3 <u>第一号</u> の規定(1 階部分)
399	上から 3 行目	文献 ¹⁵⁾	文献 ³⁾
	上から 10 行目	文献 ^{5),9)}	文献 ^{3),8)}

401	下から1行目	「建築基礎構造設計指針」 ¹⁵⁾	「建築基礎構造設計指針」 ³⁾
413	[参考文献]16)	一体解析による耐震性能評価手法の検討(その1~その12)、渡辺一弘、勅使川原正臣、井上芳生、ほか 2004.8, 2005.9, 2006.9	渡辺一弘、勅使川原正臣、井上芳生、ほか: 一体解析による耐震性能評価手法の検討(その1~その12)、日本建築学会大会学術講演梗概集、2004.8, 2005.9, 2006.9
417	下から8行目	2.2.1(3)参照	2.2.4(4)参照
422	表 7.2-1	(加速度応答スペクトルの単位が脱落している)	加速度応答スペクトル[m/s ²]
437	式 β(下から22行目)	η	ηを削除
	下から21行目	H _i , K _{hc} 及び η は、	H _i 及び K _{hc} は、
	下から18行目	G _s 第二号に規定する G _s の数値	G _s 第二号に規定する G _s の数値
521	上から11行目	3.1(4)参照	3.1.4(4)参照
526	表中 上から5行目	R _F	R _F
557	下から3行目式3ヶ所	F/1000	F/98
560	上から14行目及び表 地質年代係数の表中	γ _g	γ _g
608	上から13行目 K _{BS} の式(分子部分)	$E \cdot n_t \cdot A_b (d_t + d_c)^2$	$E \cdot n_t \cdot A_b (d_t + d_c)^2$
609	付図 1.2-32 中、横軸の目盛りの、一番左の数値	-1.3	-1/3
610	上から一行目(式の分子部分)	2×718(325+	2×718×10 ³ (325+
	下から18行目	Z=36/6	Z=36 ² /6
612	上から15行目 K _{BS} の式(分子部分)	$E \cdot n_t \cdot A_b (d_t + d_c)^2$	$E \cdot n_t \cdot A_b (d_t + d_c)^2$
631	付図 1.3-7 右の図中(3カ所)	k=	k=
637	上から8行目	$\beta = 0.24 (R \times 10^3)^{-0.75}$	$\beta = 0.24 (R \times 10^3)^{-0.75}$
	上から9行目	$\beta = 0.29 (R \times 10^3)^{-1.00}$	$\beta = 0.29 (R \times 10^3)^{-1.00}$
686	上から5行目から	「1階を(間仕切り)壁で囲わずに、…」	「建築物の1階部分で、壁によって囲われず、…」
700	上から1行目 式	A _g	A _g
704	第1版: 上から9行目 第2版: 上から8行目	1.3.1で柱…	1.3で柱…

※本書は平成19年6月20日までに公布・施行された改正建築基準法令・告示及び技術的助言の解説書として編集発行されました。したがって、それ以降の改正については、原則として対応しておりません。ただし、参考資料である技術的助言中の数式の正誤(p.557)に関しては、平成19年8月10日の国土交通省建築指導課長通知(国住指第1856号「技術的助言(平成19年6月20日付け国住指第1335号)の一部改正について」)において修正されたものですが、ご指摘が多いことから、改めて収録いたします。上記通知を含む法令及び告示等の最新の状況については、国土交通省ウェブサイト内の【平成19年6月20日施行の改正建築基準法等について】(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/h18_kaisei.html)等でご確認下さい。